

水俣市告示第54号

水俣市ががんばる事業所補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年4月21日

水俣市長 高岡 利治

水俣市ががんばる事業所補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、人手不足やエネルギー価格の高騰等の諸課題に対応し、持続的な経営力の強化を図るため、市内に事業所を有する中小企業者及び小規模事業者を対象に、生産性向上や省エネルギーに資する設備投資を行う場合において、予算の範囲内において、水俣市ががんばる事業所補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、水俣市補助金等交付規則（昭和62年規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号から第4号までに規定する中小企業者をいう。
- (2) 小規模事業者 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条各号の規定に該当する事業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定された小規模企業者を含む）をいう。
- (3) 事業所 事業活動を行っている事務所、店舗、工場等で土地に定着した建物をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、水俣市内において事業を行っている者であって、次に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

- (1) 申請日時点において、市内で事業を1年以上営んでいる中小企業者若しくは小規模事業者。
- (2) 水俣市暴力団排除条例（平成23年条例第23号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はそれらと密接な関係を有している者ではないこと。

(補助対象業種)

第4条 補助対象業種は、日本標準産業分類（令和5年総務省告示第256号）のうち、別表第1に定める産業のいずれかに該当する業種とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する業種に係るものは、補助対象業種としない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当する事業
- (2) 法令等に違反する事業
- (3) その他市長が補助金の交付を適当でないと判断する事業

(補助対象事業、補助対象経費及び補助率等)

第5条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金の額及び補助上限額は、別表第2の

とおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

- 2 同一の補助対象者への補助金の交付は1回限りとする。
- 3 補助金の交付決定日より前の契約に係る経費は、補助の対象としない。
- 4 国、県その他の機関から同一の補助対象経費について補助金等の交付を受けている場合は、補助の対象としない。ただし、本事業と同じ財源（物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金）を活用して実施する県の補助金で、該当する部分が重複しないときは補助対象経費とする。

（補助事業の実施期間）

第6条 補助事業の実施期間は、交付決定の日から令和8年12月25日までとする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下、「補助事業者」という。）は、水俣市ががんばる事業所補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- （1） 事業計画書（様式第2号）
- （2） 収支予算書（様式第3号）
- （3） 同意・誓約書（様式第4号）
- （4） 税の滞納の無い証明書
- （5） 市内で事業を1年以上営んでいることが分かる資料
- （6） 補助対象経費の見積書の写し又はこれに代わるもの
- （7） 補助対象経費の詳細が分かるカタログ等の写し
- （8） その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があった時は、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、水俣市ががんばる事業所補助金交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（内容の変更等）

第9条 補助事業者は、補助対象経費又は補助金額に変更が生じたときは、水俣市ががんばる事業所補助金変更交付申請書（様式第6号）を遅滞なく市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、水俣市ががんばる事業所補助金変更交付決定通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、当該完了した日から15日を経過する日又は令和9年1月15日のいずれか早い日までに水俣市ががんばる事業所補助金実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- （1） 事業実績書（様式第9号）
- （2） 収支精算書（様式第10号）
- （3） 領収書又は納品書、請求書等支払った金額及び内訳の分かる書類の写し
- （4） 補助事業の完了が分かる写真、履行が確認できる書類等
- （5） その他市長が必要と認める書類

（実地検査等）

第11条 市長は、本補助金で導入した物品等について、実地検査が必要と認めるときは、市長が指定する者に該事業の関係帳簿書類その他の物件を検査させることができるものとする。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、第10条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、水俣市ががんばる事業所補助金交付確定通知書(様式第11号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 補助事業者は、前条による通知を受けた後、速やかに補助金請求書(様式第12号)により補助金の交付を市長に請求しなければならない。

(補助金の交付取消し)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 令和8年12月25日までに、事業が完了しなかったとき。
- (3) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消したときは、水俣市ががんばる事業所補助金交付取消通知書(様式第13号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の全部又は一部返還)

第15条 市長は前条の規定により補助金交付を取消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、申請者に対し、水俣市ががんばる事業所補助金返還命令書(様式第14号)により期限を付して補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(財産の処分の制限)

第16条 補助事業により取得し又は効用が増加した財産(以下、「取得財産等」という。)のうち、規則第17条に定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が税抜き単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産とし、同項に規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める期間を準用する。

2 補助事業者は、取得財産等を前項の規定により定められた期間内において、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

(証拠書類の保管)

第17条 補助事業者は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出に係る証拠書類を事業年度終了後5年間、保管しなければならない。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月27日から施行する。

別表第1（第4条関係）

補助対象業種		
大分類	中分類番号	中分類
製造業	09	食料品製造業
	12	木材・木製品製造業（家具を除く）
	13	家具・装備品製造業
	15	印刷・同関連業
	16	化学工業
	17	石油製品・石炭製品製造業
	18	プラスチック製品製造業（別掲を除く）
	22	鉄鋼業
	23	非鉄金属製造業
	24	金属製品製造業
	28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
	29	電気機械器具製造業
32	その他の製造業	
卸売業、小売業	50	各種商品卸売業
	51	繊維・衣服等卸売業
	52	飲食料品卸売業
	53	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
	54	機械器具卸売業
	55	その他の卸売業
	56	各種商品小売業
	57	織物・衣服・身の回り品小売業
	58	飲食料品小売業
	59	機械器具小売業
60	その他の小売業	
不動産業、物品賃貸業	68	不動産取引業
	69	不動産賃貸業・管理業
	70	物品賃貸業
宿泊業、飲食サービス業	75	宿泊業
	76	飲食店
	77	持帰り・配達飲食サービス業
生活関連サービス業、娯楽業	78	洗濯・理容・美容・浴場業
	79	その他の生活関連サービス業
医療、福祉	83	医療業（病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業を除く）
サービス業（他に分類されないもの）	89	自動車整備業

別表第2（第5条、第6条関係）

補助対象事業	<p>補助対象者が実施する次のメニューのいずれかに該当する事業</p> <p>① 「生産性向上」の取組</p> <p>② 「省エネルギー」の取組※</p> <p>※メニュー②「省エネルギー」の取組みにおいて、省エネルギーの設備を導入・購入する場合は次に掲げるものであることを条件とする。</p> <p><業務用品> 業務用エアコン、業務用冷蔵庫、業務用冷凍庫又はショーケース、LED照明器具等、トップランナー基準を満たす設備</p> <p><家電製品> 省エネ性能（多段階評価点が★4.0以上であること）</p>
補助対象経費	<p>ア 機械設備・器具・備品の調達費用（購入費用（中古品を除く）、更新費用、リース費用）</p> <p>イ 受注・予約・決済・顧客情報管理・勤怠管理・会計等システムの導入・開発等の委託料</p> <p>ウ 業務用アプリケーションソフトウェア使用料、AI導入に係るライセンス費用</p> <p>リース費用、ソフトウェア使用料、ライセンス費用等の月額使用料については、令和8年12月末日までの使用分を対象とする。ただし、1年若しくは複数年を単位として契約し、月額が明記されていない経費については、その総額を対象月数で割った金額を月額とし、令和8年12月末日までの使用分を補助対象とする。</p> <p>エ 改修工事に係る経費</p>
補助率	<p>以下のいずれかとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内事業者から調達した場合 補助対象経費の3分の2 ・市外事業者から調達した場合 補助対象経費の2分の1
補助金額	<p>補助対象経費（消費税額及び地方消費税の額を除く。）の総額に、補助率を乗じて得た額。補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その額を切り捨てる。</p>
補助上限額	<ul style="list-style-type: none"> ・市内事業者から調達した場合 100万円 ・市外事業者から調達した場合 50万円